

徳島県告示第五百七十五号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月十六日から施行する。

令和二年九月十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

二の三の(三)の表鴨島支店セレブ出張所の項を削る。